

稲敷市内における特定建設作業に係る規制基準(騒音)

用途地域	住居 第一種 専用 地域	住居 第二種 専用 地域	住居 第一種 専用 中高層 地域	住居 第二種 専用 中高層 地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	用途 地域 指定 のない 区域	工業 地域	工業 専用 地域	備 考	
規制基準 ※	第一号区域											第二号区域	第1号区域	その他の区域	工業地域は 学校(※1)、保育所(※2)、 病院(※3)、図書館(※4)、 特別養護老人ホーム(※5)、 幼保連携型認定こども園(※6) の敷地の周囲 80mの区域内は 第一号区域、それ以外を第二号 区域とする。
	85デシベル以下 19時～翌7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止											85デシベル以下 22時～翌6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止	85デシベル以下 19時～翌7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止	85デシベル以下 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止	
適用法令	騒音規制法												茨城県生活環境の 保全等に関する条例		工業専用地域は(※1)～(※6)の 敷地の周囲おおむね80mの区域内 は第1号区域、それ以外をその他の 区域とする。
規制基準の適用	特定建設作業の場所の敷地境界														

用途地域…都市計画法第8条第1項第1号に規定するもの

- (※1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (※2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (※3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (※4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (※5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (※6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※規制基準に関して、一部例外がございますので、詳しくは「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)」,
「茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年9月30日 茨城県規則第98号)別表第12」をご参照ください。